

令和6年度 集団指導

居宅介護支援事業所

大田区福祉部福祉管理課
法人指導担当



大田区公式PRキャラクター

はねびよん

令和6年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項
- 3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

令和6年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項
- 3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

1 指導について

○ 指導の目的

サービスの質の確保と保険給付の適正化

○ 指導方法

・ 集団指導

事業者が適正なサービス提供を行うために、遵守すべき制度の内容の周知徹底等を図る。

・ 実地指導

介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況の確認のため、事業所で実施する。

令和6年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項
- 3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

2 主な指摘事項

（1）高齢者虐待防止について

【指摘事項】

- 委員会を開催した記録が確認できない事例があった。
- 指針が整備されていることが確認できない事例があった。
- 研修を実施したこと又は実施する予定が確認できない事例があった。

【運営基準ポイント】

虐待の発生又はその発生を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- ① **委員会**を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② **指針**を整備すること
- ③ **研修**を定期的を実施すること（年1回以上）
- ④ 上記措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと

※運営規程に、虐待防止のための措置に関する事項を定めてください

2 主な指摘事項

(2) 感染症の予防及びまん延防止

【指摘事項】

- 委員会を開催した記録が確認できない事例があった。
- 指針が整備されていることが確認できない事例があった。
- 研修及び訓練を実施したこと又は実施する予定が確認できない事例があった。

【運営基準ポイント】

感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じなければならない。

- ① **委員会**を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
→概ね6月に1回以上開催
- ② **指針**を整備すること
- ③ **研修及び訓練**を定期的実施すること
→それぞれ年1回以上

2 主な指摘事項

（2）感染症の予防及びまん延防止

【参考】 ※資料にリンクを添付しています。

厚生労働省のホームページ「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等
まとめページ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/
kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)



2 主な指摘事項

（3）計画の作成（主治の医師等の意見）

【指摘事項】

- 居宅サービス計画に医療サービスが位置付けられていたが、主治の医師等の意見を確認したことが明らかでない事例があった

【運営基準ポイント】

訪問看護等の医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

また、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画は意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。

特に、訪問リハ及び通所リハについては、退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。（令和6年度改定）

2 主な指摘事項

（4）計画の作成（福祉用具）

【指摘事項】

- 居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合（継続する場合を含む）、必要性の検討又は必要な理由が確認できない事例があった。

【運営基準ポイント】

居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その**利用の妥当性を検討**し、当該計画に福祉用具貸与が**必要な理由を記載**するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

福祉用具貸与及び販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害される恐れがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。

2 主な指摘事項

（5）特定事業所集中減算

【指摘事項】

・同一の訪問介護サービス等によるサービスの占める割合が80%を超えていないため、特定事業所集中減算に係る届出書を作成していなかった。

【運営基準ポイント】

すべての居宅介護支援事業者は特定事業所集中減算に係る届出書を作成し、算定の結果、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合には当該書類を区へ提出しなければならない。

80%を超えなかった場合については、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければならない。

6 福介発第 12392 号
 令和 6 年 8 月 26 日
 （公 印 省 略）

居宅介護支援事業所管理者 様

大田区福祉部介護サービス推進担当課長
 松田 真由美

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算の届出について

日頃より大田区の介護保険事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

すべての居宅介護支援事業所は、事業所ごとに毎年度2回の判定期間※₁に作成された居宅介護計画に位置付けたサービスについて、紹介率が最高である法人（以下「紹介率最高法人」という。）の名称等について記載した「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」（以下「届出書」という。）を作成することとなっています。

算定の結果、いずれかの判定対象サービス※₂のうち、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合については、「正当な理由」の有無に関わらず、届出書を大田区に提出していただく必要があります。

提出していただいた届出書について、「正当な理由」が記載されていない場合、及び記載された理由について区が審査し、「正当な理由」に該当しないと判断した場合は、減算適用期間の居宅介護支援費の全てについて所定単位数の減算が適用されます。

※1 「1 判定期間および届出書の提出時期」を参照

※2 集中減算の判定対象サービス…訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護

また、厚労省からの令和6年8月13日付け事務連絡「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について」を添付いたします。事務連絡および大田区のホームページを参照いただき特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算に当たっては、誤りがないようご留意いただくようお願いいたします。

1 判定期間および届出書の提出時期

	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	3月1日から同年 8月末日まで	9月1日から同月 15日まで	10月1日から翌年 3月31日まで
後期	9月1日から翌年 2月末日まで	3月1日から同月 15日まで	4月1日から同年9 月30日まで

※今回の届出は令和6年度前期判定期間となります。

2 届出書の大田区ホームページ掲載場所

大田区ホームページトップ画面 → 事業者の方へ → 居宅介護支援事業所情報 → 居宅介護支援事業所の新規指定・変更届出等について

3 区への届出書提出の要否

- (1) 届出書の判定対象サービスのうち、いずれかのサービスの紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合
 →大田区へ提出が必要です。提出期限までに届出書を提出してください。
- (2) 届出書の判定対象サービスのうち、紹介率最高法人の割合がいずれも80%を超えなかった場合
 →大田区へ提出不要です。ただし、作成した届出書を2年間事業所で保管する必要があります。

4 提出先・郵送先

〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14
 大田区役所3階 大田区福祉部介護保険課指定担当 宛

5 その他

- ・減算が適用される場合は、届出書及び加算届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書）を提出してください。
- ・減算適用期間終了後に特定事業所加算を取得する場合は、加算届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書）及び加算算定に必要な添付書類を提出してください。

令和6年度 集団指導の内容

- 1 指導について
- 2 実地指導における主な指摘事項
- 3 **令和6年度 介護報酬改定における改定事項**

【参考】 ※資料にリンクを添付しています。

厚生労働省 老健局「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230633.pdf>



3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

6. 居宅介護支援①

改定事項

- 居宅介護支援 基本報酬
- ① 1(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ② 1(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）
- ③ 1(1)③他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
- ④ 1(3)⑩入院時情報連携加算の見直し
- ⑤ 1(3)⑪通院時情報連携加算の見直し
- ⑥ 1(4)⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
- ⑦ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑧ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑨ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑩ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
- ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑫ 3(3)⑭公正中立性の確保のための取組の見直し
- ⑬ 3(3)⑮介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）

210

6. 居宅介護支援②

改定事項

- ⑭ 3(3)⑯介護支援専門員1人当たりの取扱件数（基準）
- ⑮ 4(1)⑧同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- ⑯ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑰ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

211

【その他】

書面掲示規制の見直し（令和7年度から義務化）

3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

(1) 特定事業所加算の見直し

算定要件	(I)	(II)	(III)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること			○	
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		x	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること			○	
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること			○	
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと			○	
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は50名未満）であること			○	
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること			○	

3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

(2) 入院時情報連携加算の見直し

改定前	改定後
<p>入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院してから3日以内</u>に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院した日のうちに</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 <u>※入院日以前の情報提供を含む。</u> <u>※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。</u></p>
<p>入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院してから4日以上7日以内</u>に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院した日の翌日又は翌々日に</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 <u>※営業時間終了後に入院した場合は、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。</u></p>

3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

(3) ターミナルケアマネジメント加算の見直し

改定前	改定後
<p>在宅で死亡した利用者（<u>末期の悪性腫瘍の患者に限る。</u>）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合</p>	<p>在宅で死亡した利用者に対して、<u>終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、</u>その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合</p>

【参考】 ※資料にリンクを添付しています。

厚生労働省ホームページ「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>



3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

（4）業務継続計画の策定等

【必要な措置】

① 業務継続計画の策定

～業務継続計画とは～

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

○「感染症」及び「災害」の業務継続計画が必要

それぞれに対応する項目を適切に設定していれば、

- ・「感染症」「災害」の業務継続計画を一体的に策定することが可能
- ・「感染症の業務継続計画」「感染症予防及びまん延防止の指針」を一体的に策定することが可能

② 研修及び訓練の実施

→それぞれ年1回以上実施すること

3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

（4）業務継続計画の策定等

【業務継続計画未策定減算】

○感染症若しくは災害のいずれか又は両方の**業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算**

【参考】※資料にリンクを添付しています。

厚生労働省ホームページ「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

（5）高齢者虐待防止

【必要な措置】（再掲）

虐待の発生又はその発生を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- ① **委員会**を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② **指針**を整備すること
- ③ **研修**を定期的実施すること（年1回以上）
- ④ 上記措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

【参考】 ※資料にリンクを添付しております、以下の内容をご確認ください

東京都保健福祉財団「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集」

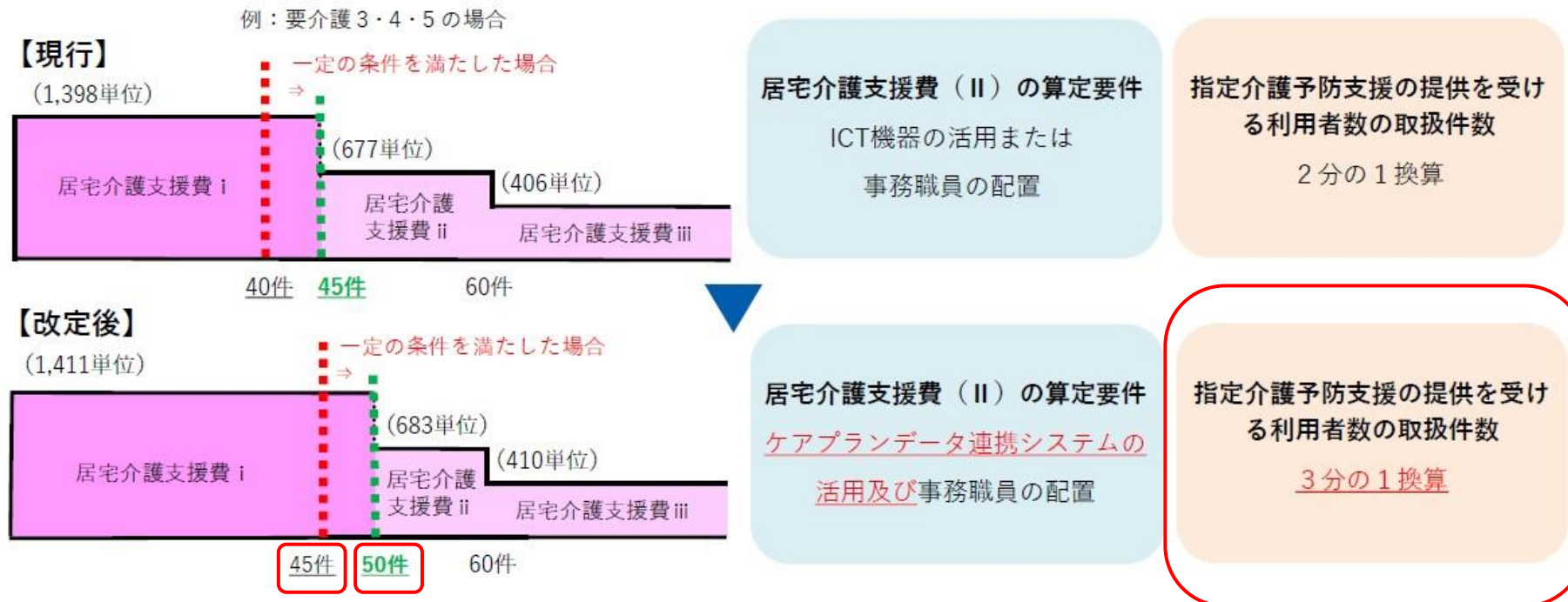
<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/link/>



3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

(6) 介護支援専門員1人当たりの取扱い件数

【報酬】



【基準】 介護支援専門員の員数

改定前	改定後
利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の数が44又はその端数を増すごとに1とする。 ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

3 令和6年度 介護報酬改定における改定事項

（その他） 「書面掲示」規制の見直し

【概要】

運営基準省令上、事業所の運営規定の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替えできる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、

インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として**重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公開システム上）に掲載・公開しなければならない。**

※令和7年度から義務付け

参照法令等

- 介護保険法：平成9年12月17日法律第123号
- 介護保険法施行規則：平成11年3月31日厚生省令第36号
- 区条例第13号：平成30年3月12日大田区条例第13号
「大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」
- 老企第22号：平成11年7月29日老企第22号
「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」
- 厚告第20号：平成12年2月10日厚生省告示第20号
「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- 老企第36号：平成12年3月1日老企第36号
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

確認報告書兼アンケートの提出について

【eラーニングで視聴した場合】

回答フォームに必要事項を入力し、送信してください。

【YouTubeで視聴した場合】

（1）様式のダウンロード方法

大田区HP> MENU/総合案内> 生活情報> 福祉> 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導
監査(検査)> 集団指導(介護)> 確認報告書兼アンケート

（2）提出方法

必要事項を記入し、電子メールで提出してください。（難しい場合に限りFAXで提出可）

大田区福祉部福祉管理課法人指導担当

E-mail hojin-shido@city.ota.tokyo.jp

電話 03-5744-1215 FAX 03-5744-1520